

財政制度等審議会海外調査報告書（カナダ）

1. 1990 年代における財政健全化の取組

【ポイント】

- カナダの財政収支は 1990 年代前半には悪化していたが、1990 年代の財政再建の取組により財政収支は黒字化し、以後も黒字を維持している。
- 1993 年に誕生した自由党政権は、クレティエン首相の強力なリーダーシップの下、プログラム・レビューによる大胆な歳出削減等を行い、財政再建に成功した。

（1）意義

カナダの一般政府財政収支は、1992 年度には G7 諸国の平均を大きく超えて悪化していたが、1990 年代の国・地方合わせた幅広い財政健全化の取組により、1997 年度には、連邦政府財政黒字とともに、一般政府財政黒字を達成した。その後も、連邦政府は 8 年連続で財政黒字を達成するとともに（2004 年までの実績ベース）、一般政府財政収支についても、2000 年以降 G7 諸国が急速に財政を悪化させていったのと対照的に黒字を継続しており、カナダは、アメリカが 2001 年、イギリスが 2002 年に財政赤字に転じて以降、G7 唯一の財政黒字国となっている。

また、連邦政府債務残高対 GDP 比については、堅調な経済成長と健全な財政運営により、1995 年度の 68.4% から 2004 年度には 38.7% に低下しており、一般政府の純債務残高対 GDP 比についても、2004 年度で 31% と見込まれるなど G7 諸国の中で最も低い水準となっている。

1990 年代において財政再建に取り組んだ G7 諸国が 2000 年代に入って財政を再び悪化させている中で、カナダが財政黒字を維持させているのは、1990 年代の大胆な歳出削減等により財政赤字を生まない財政構造を作り上げたこと、また、2000 年代に入っても、好調な経済に支えられ税収が着実に増加するとともに、連邦政府が、再び財政赤字に陥らないという国民の強いコンセンサスを基に財政健全化の取組を継続したことによる。

（2）財政再建を行う強い意思を持った自由党政権の誕生

1990 年代初頭のカナダ経済は、アメリカの景気後退に伴う輸出の低迷、メキシコ

経済危機、金利上昇等により深刻な不況となり、1991年の実質経済成長率は▲2.1%と低迷した。連邦政府財政収支対GDP比は、こうした不況による税収の伸び悩みや、政府が1993年の総選挙を控え、景気刺激的予算を編成するなど歳出削減が徹底されなかつたことにより、1992年度には▲5.6%と過去最大となった。

こうした深刻な状況の中、1993年の総選挙において、自由党は、3年以内（1996年まで）に連邦政府財政赤字対GDP比を▲3%以内とするとの選挙公約を掲げて地滑り的な勝利を收め、9年ぶりの政権交代となった。当時の状況を伝える逸話によれば、1992年のメキシコ通貨危機の際、ウォールストリート・ジャーナルにカナダを「名譽ある第三諸国」と評する論評が掲載されたが、これが多くの政治家や国民にとって非常にショッキングで、メキシコの次はカナダではないかという危機感が生じ、財政再建に真剣に取り組まなければならないという機運が形成されたという。

（3）プログラム・レビューによる大胆な歳出削減

自由党政権は、長く企業経営に携わっていたマーティン財務大臣の強いリーダーシップの下、1995年度予算及び1996年度予算において、連邦政府財政赤字対GDP比を▲3%とするため、プログラム・レビューの「6つの基準」に基づき連邦政府の役割を再定義し、各省庁の予算を94年度から4年間で平均22%削減するなどの目標を設定して、産業補助金の削減、公務員給与の昇給停止などの徹底的な歳出の見直しを実施した。この歳出の見直しは、全ての省庁のプログラムを対象としたものであり、歳出削減の痛みを全省庁・国民各層が分かち合うものとなった。

また、地方政府に対する移転についても、自由党政権は、96年度よりカナダ医療社会福祉交付金（CHST: Canada Health and Social Transfer）を創設し、これまでの医療・教育、社会扶助に係る交付金を統合し、総額を実額で大幅に削減した。

こうした措置により、1994年度に14.9%だった連邦政府の政策支出対GDP比は、2000年度には11.0%にまで大幅に低下した。

○ プログラム・レビューによる政策分野別(各省庁別)の削減率の目標

(単位: 百万カナダドル(以下単に「ドル」と表記))

	1994 年度	1998 年度	削減額	削減率 (%)
農業・自然資源	5,524	3,464	1,960	35.5
運輸	2,273	704	1,569	69.0
産業・科学技術等	3,822	2,760	1,062	27.8
司法・法曹	3,375	3,140	236	7.0
文化等	2,906	2,051	855	29.4
外務・海外援助	4,374	3,232	142	26.1
社会政策(厚生労働)	12,641	11,664	977	7.7
防衛	11,801	9,252	549	21.6
議会等	4,635	3,979	656	14.1
その他	369	248	122	32.9
計	51,720	40,593	11,127	21.5

(4) 1980 年代、1990 年代における歳入增收策

カナダでは、1980 年代のマルルーニ進歩保守党政権下で付加価値税が導入されるなど課税ベースを広げるための取組が行われており、1990 年代の税収増加に貢献した。また、1990 年代においても、大規模法人税（資本金 1,000 万ドル超の企業に適用）の税率引上げ、付加法人税の税率引上げ等企業課税の強化のほか、所得税適用税率区分のインフレ率連動（所得税は名目所得に対して課税されるため、物価上昇下においては、実質的な税負担の増加が予想される。このため、所得税負担に対する物価上昇の影響を中立化するため、税率適用区分を物価上昇に連動させる措置が講じられる。）の凍結、各種控除・課税繰延措置の廃止等を実施した。

(5) クレティエン首相のリーダーシップ

進歩保守党政権下においては、財務大臣が歳出削減を行おうとしても、各省大臣がマルルーニ首相に復活を求めて掛け合い、首相がそれを認めたために歳出削減が不徹底に終わったと言われている。それとは対照的に、自由党政権発足以降一貫して首相の座にあったクレティエン首相は、各省大臣からの復活要望を受け付けず、マーティン財務大臣の歳出削減案を支持したとされる。

自由党政権の下で、連邦政府財政赤字対 GDP 比は、1996 年度は▲1.0%、1997 年

度には 0.2%と急速に改善し、財政収支の黒字化が成し遂げられたが、具体的な歳出削減の過程における首相のリーダーシップも、カナダが財政再建に成功した要因の一つと考えられる。

(6) 民にできることは官から民へ

国営企業の解体や民営化は進歩保守党政権下においても取り組まれていたところであるが、自由党政権はプログラム・レビューの中で前政権以上の徹底した民営化を推進し、国有石油会社、国有貨物鉄道、国営空港、国営港湾、航空交通管制、政府刊行物情報局、抵当住宅会社、軍への補給サービスなど、様々な部門の組織が民営化された。

プログラム・レビューにおいては、この民営化と合わせて早期退職勧奨制度を創設するなど、32万人の連邦政府職員のうち、4万5千人の削減が行われた。

2. 2000 年代前半における財政状況

【ポイント】

- 2000 年代のカナダにおいては、好調な経済に支えられて、税収は安定した伸びを示している。
- 2000 年代に入ってからは、歳入の伸びを上回って歳出が増加している。

(1) 好調な経済に支えられた税収の伸び

財政黒字に転じた 1997 年以降 4~5% の実質成長を達成していたカナダ経済は、2000 年第 4 四半期以降アメリカ経済鈍化の影響を受けて減速し、2001 年の実質経済成長率は同時多発テロ事件の影響もあり 1.8% に止まった（2001 年第 3 四半期は ▲0.2%）。しかしながら、カナダ経済は、2001 年第 4 四半期から低金利環境下で個人消費と住宅建設投資等の伸びを背景に急回復し、景気後退が続いた欧州諸国とは対照的に、2002 年の実質経済成長率は 3.1% と高い伸びとなった。2003 年第 2 四半期には、SARS 及び BSE の発生とドル高の影響により、実質経済成長率は、年率▲0.3% と 2001 年第 3 四半期以来のマイナス成長となったものの、その後回復傾向を示し、2004 年には、個人消費支出と輸出の拡大を背景に、2.9% まで上昇した。

このほか、雇用面でも、1997 年から 2004 年までの間、15 歳~64 歳人口の雇用率

が G7 諸国と比較して最も強い伸びを示したこと等により、一人当たり実質経済成長率は、同期間において、G7 諸国で最も高い水準となっている。

一方、消費者物価上昇率も 1992 年以降安定しており、2001 年は 2.6%、2002 年は 2.2% であった。その後、2002 年 10 月以降 2003 年 4 月までは月毎の率が 3% 以上で推移したが、それ以降は低下し、2003 年及び 2004 年のインフレ率は、2.8%、1.9% となっており、コアインフレ率を 2% プラス・マイナス 1% の範囲に誘導するとのカナダ中央銀行のインフレ・ターゲットのレンジ内で概ね安定的に推移している（以上の計数は Statistics Canada より）。

こうした良好な経済環境の下、連邦政府の税収も、2002～2004 年度の対前年伸び率はそれぞれ、3.6%、4.7%、6.6% となり、減税を行った 2001 年度を除き、着実に増加している。

（2）連邦政府の財政健全化に向けた取組

2000 年代において連邦政府は、こうした好調な税収の伸びを背景に、2000 年に 201.6 億ドルの財政黒字を記録した後、州・準州に対する医療交付金や財政交付金の充実に取り組んでおり、2000 年代に入ってからは、歳入の伸びを上回って歳出が増加している（1999～2004 年度の平均伸び率：歳出 5.2%、歳入 3.6%、1994～1999 年度：歳出▲0.8%、歳入 6.3%（実績ベース））。

その一方で、連邦政府は、2004 年予算以降、政府債務残高対 GDP 比の引下げを新たな目標として打ち出し、これが達成できるように毎年度の予算編成のフレームを決定することにより、全体としては財政健全化が図られるように財政運営を行っている。

3. 2000 年代前半における財政健全化の取組

【ポイント】

- 2000 年代に入ってからは、歳出面では州・準州に対する交付金増額、歳入面では減税が行われている。
- 慎重な経済見通しの作成が健全な財政運営に寄与している。
- 政権による国民に対する訴えかけ等の取組が、財政黒字に転じた後も財政健全化に対する国民の理解を維持する上で大きな役割を果たしている。

(1) 財政健全化に係る目標

1990 年代の財政再建の立役者であったマーティン氏は、2003 年 11 月の自由党大会において 94% の圧倒的支持を受けて党首に選出され、首相に就任した。マーティン首相が率いる自由党政権は、1997 年度に財政収支黒字化を達成した後、2004 年度予算において、高齢化の進展も見据え、今後 10 年程度で連邦政府債務残高対 GDP 比を 1970 年代の水準である 25% 程度とするとの意欲的な目標を設定した（95 年度 68.4%→04 年度 38.7%）。これにより、利払費を減らし、高齢者向け支出の財源確保を目指すこととしている（目標が達成されれば、利払費対歳入比率は 12% に低下する見込み（04 年度は 17.2%））。

さらに、2005 年 11 月に発表された「経済財政の見通し」(The Economic and Fiscal Update: 民間機関の経済予測コンセンサスを基にした政府の推計) では、2020 年までに政府債務残高対 GDP 比を 20% 以下とする新たな目標を設定した。

また、スポンサーシップ・スキャンダル（1995 年のケベック州分離独立を巡る州民投票における辛勝を期にクレティエン政権下で創設された、ケベック州と連邦政府との関係強化に資する文化事業を対象とする補助金の不正使用問題）により自由党の支持率が低迷する中で行われた 2006 年 1 月の総選挙の結果、保守党が 12 年ぶりに政権に就いたが、保守党も、総選挙時に毎年 30 億ドル政府債務残高を減らすという選挙公約を発表し、更なる財政健全化に取り組む姿勢を示している。

(2) 歳出面・歳入面での取組

自由党政権は、2000 年度には過去最大の財政黒字が生じる中、2000 年代に入ってからは、歳出面では州・準州に対する交付金の増額、歳入面では減税に努めている。

歳出面では、2000 年代において連邦政府は、州・準州に対する医療に係る交付金を中心に増額に取り組んでおり、例えば、2003 年には州・準州に対する医療交付金、2004 年には財政交付金を 10 年間にわたり増額させる合意が成立したこと等により、政策支出のうち地方政府への移転は、2005 年 11 月の「経済財政の見通し」によれば、2005 年度の 387 億ドルから 2010 年度には 494 億ドルに増加する見込みとなっている（毎年平均約 5% 増）。ただし、こうした医療交付金、財政交付金の増加にも関わらず、同見通しでは、政策支出のうち個人への移転（高齢者向けの支出、雇用保険給付金等）は名目経済成長率以下で伸びることなどにより、2010 年度の政策支出対 GDP 比は 12% 程度で維持されるとしている（2004 年度 12.6%）。

一方、歳入面においては、2000年には「2000年5ヶ年減税パッケージ」(Five-Year Tax Reduction Plan)を発表し、個人所得税の適用税率区分引下げ、法人税率の引下げ(28%→21%)、財政赤字削減を目的とする追加的付加税の廃止等を実施した。また、2005年度予算(A Fair and Competitive Tax System)においては、個人所得税の基礎控除の引上げ、法人税率の引下げ(21%→19%)等を実施するとともに、2005年11月の「経済財政の見通し」において、自由党政権は、個人所得税の基礎控除の引上げ幅の拡大、個人所得税率の引下げ(2005年1月以降最低税率16%→15%、2010年1月以降中間税率22%→21%)等、2005年以降5年間で更に300億ドルの減税を提案した。これらの減税措置により、歳入の対GDP比は、2000年度の17.0%から2004年度には15.4%に低下しており、2005年11月の「経済財政の見通し」では、2010年度には14.4%まで低下する見込みとなっている。

また、2006年1月の総選挙により12年ぶりに政権に就いた保守党は、総選挙時に、付加価値税である物品サービス税(GST: Goods and Service Tax)を1%引き下げた後(7%→6%)、5年間でまた1%引き下げる(6%→5%)こと、中小企業の課税対象所得額の下限を10万ドル引き上げるとともに(30万ドル→40万ドル)、5年間で税率を1%引き下げる(12%→11%)こと等の減税を公約している。

(3) 経済・財政の見通し

カナダ財務省は、毎年秋に向こう5年間の見通しとして作成する「経済・財政見通し」の作成に当たり、民間経済予測機関の予測値の平均値を使用し、主要商業銀行、経済予測機関、地方代表のエコノミストから構成される経済諮問グループとも協議の上、経済見通しを設定している。1990年代前半までの進歩保守党政権下では、長期金利が名目経済成長率よりも低くなる見通しとなっていたが、自由党政権になってから、信頼性の観点から民間部門の推計の平均を使う推計方法に変更された。この結果、過度に楽観的な見通しは除外されることになった。

そして、毎年2~3月に、向こう2年間の計画として作成する「予算計画」(Budget Plan)においては、「経済・財政見通し」の経済前提を、その後の経済情勢の変化を踏まえ修正している。

更にカナダでは、不測要因(Contingency Reserve)とその他の経済慎重要因(Economic prudence)のための予備費を歳出に計上するとともに、予備費が不要となった場合、不測要因に係る予備費は政府債務の削減に、経済慎重要因に係る予備費は重点事項の支出に充当している。1997年以降、「予算計画」はこうした予備費を含めた上で均衡財政が維持されるよう編成されており、実績において、これらの予備費の支出が厳しく管理されている結果、予備費が財政黒字として政府債務の削減

に充当されている。

カナダ政府は、グッデール財務大臣が、2004年度予算財政演説において民間エコノミストと意見交換を行って政府の経済見通しを作成していることがIMFにより他国が見習うべき慣行とされたことに触れ、慎重な経済見通しの重要性について強調するなど、このような慎重な経済財政の見通しが、97年以降継続して財政黒字を計上することを可能にしたと評価している。

なお、長期金利と名目経済成長率の設定については、長期金利と名目成長率の開差が1990-1999年の平均は+3.8%、2000-2005年の平均は▲0.1%となっており(Statistics Canada、2005年は2005年度予算計画における予測値による。)、2000年代に入って名目成長率が長期金利を上回る状況となっているが、2005年11月の「経済財政の見通し」では、2007年度以降長期金利が名目成長率を上回る経済前提となっている。長期金利と名目成長率の関係について、今回面談した当局者は、現下は名目成長率が長期金利を上回っているが、これは例外的な状況であり、財政の見通しを作成するに当たっては、長期金利の方を高く見るのが自然であると述べていた。また、民間エコノミストも、財政黒字国のかなでは財政黒字の実績が見通しを大きく超えてしまうような過度に悲観的な見通しは信頼性の観点から望ましくないが、財政健全化に役立つよう慎重な見通しを立てることについては評価をしていた。

○経済財政の見通し（2005年11月）

(単位：億ドル)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
歳入	1,984	2,023	2,123	2,200	2,299	2,393	2,478
歳出	1,968	1,977	2,051	2,136	2,218	2,304	2,380
政策支出	1,627	1,637	1,707	1,788	1,872	1,958	2,036
利払費	341	340	344	348	346	345	344
緊急予備費	—	30	30	30	30	30	30
経済下振予備費	—	—	10	20	30	35	40
財政收支	—	16	32	34	21	24	28
政府債務残高	4,999	4,969	4,939	4,909	4,879	4,849	4,819
※							

※緊急予備費を債務償還に充てた場合

(対 GDP 比)

(単位 : %)

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度
歳入	15.4	14.9	14.9	14.8	14.7	14.6	14.4
歳出	15.3	14.6	14.4	14.3	14.2	14.1	13.9
政策支出	12.6	12.1	11.9	12.0	12.0	12.0	11.9
利払費	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0
財政収支	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
政府債務残高	38.7	36.6	34.6	32.8	31.2	29.6	28.1
※							

※緊急予備費を債務償還に充てた場合

(経済前提 : 民間機関の予測による)

	2005	2006	2007	2008-10
実質経済成長率	2.8%	2.9%	3.1%	2.9%
GDP デフレータ	2.4%	2.2%	1.6%	1.7%
名目経済成長率	5.3%	5.2%	4.7%	4.7%
10 年国債金利	4.0%	4.4%	5.1%	5.4%

(4) 財政健全化に対する国民の理解

財政健全化を公約に誕生した自由党政権は、財政健全化に対する国民の理解を得るため、マーティン財務大臣のリーダーシップの下、中期的な財政収支の見通しの公表、議会に対する事前予算相談プロセスの充実、国民に対する訴えかけの強化に取り組んできた。2000 年代においても、こうした取組が継続されており、財政黒字に転じた後も財政健全化に対する国民の理解を維持する上で大きな役割を果たしている。

自由党政権は、財政収支の中長期的な推移について、慎重な予測の下、例年 2 月に議会に提出される予算計画「Budget Plan」において、過去 2 年度、当該年度、次年度の計 4 年度分を併記することで、財政運営の透明性を向上させ、財政赤字削減の達成度が国民に広く理解できるようにした。特に、1994 年度の予算計画においては、当年度及び次年度の予算は、1996 年度までに連邦政府の財政赤字対 GDP 比を▲3% 以下とするとの目標が達成できるように編成されたものであることを明確に記載している。また、例年 11 月には、カナダ財務省は、経済の現状と見通し、民間機関の経済予測コンセンサスを基にした財政推計（主要項目別の歳出歳入、財政収支、累

積債務残高等）や新たな政策提案を含む「経済財政の見通し」を議会に提出している。

このほか、自由党政権は、予算編成プロセスを透明化するため、事前予算相談プロセス（Pre-Budget Consultation Process）を導入した。1994年秋の事前予算相談プロセスにおいては、政府の予算編成方針を議会で討論するほか、国民に次年度予算に対する提案の機会を提供するため、一般の人も参加できる議会公聴会が開催された（予算年度は、日本と同様の4月～翌年3月）。こうした取組は、OECDからも、「国民に厳しい財政状況を知らしめ、厳しい措置を受け入れる環境が形成された。」と評価されている。

また、毎年度の財政演説等においては、財政健全化の重要性について繰り返し国民に対し訴えかけがなされており、こうした政府首脳からのメッセージが、2000年代においても、再び財政赤字に陥らないという国民のコンセンサスを維持していく上で大きな役割を果たしていると考えられる。

例えば、財政赤字の削減の必要性について、マーティン財務大臣は、政権交代後初めての予算編成となる1994年度の財政演説の中で、「すべてのカナダ人が意味のある仕事に就けるような経済社会、公正で思いやりのある社会保障制度、予見可能性のある州・準州への財政移転などの目標を実現するためには財政健全化は喫緊の課題である。」と述べ、財政健全化は、目指すべき社会を実現するために必要な課題であることを強調した。また、その一方で、マーティン財務大臣は、1995年度の財政演説の中で、1996年度に連邦政府財政赤字をGDP比で▲3%以下とするとの自由党の公約は、究極の目的ではなく、財政健全化のための中間的な最低限の目標であることを強調している。

また、慎重な経済見通しの重要性については、2004年度の財政演説の中でグッデール財務大臣は、緊急予備費、経済慎重予備費の計上について、2003年度は、実質経済成長率について民間エコノミストが当初予想していた値の半分にとどまつたこと、BSE、SARSの発生等による予期せぬ支出があったことを指摘し、その重要性を強調している。また、不測要因のための予備費は、予期せぬ状況に対応する必要がなければ債務残高の削減に使用することを明確に説明している。

政府債務残高の削減という更なる財政健全化に取り組むことについては、1997年度の財政演説（演説当時は170億ドルの財政赤字の見込み）の中で、マーティン財務大臣は、財政の健全度を測る最も重要な指標は政府の債務管理能力であり、政府債務残高対GDP比の引下げを行うべきこと、これを実現すれば、より多くの税金が債務返済よりもカナダ人が必要とするサービスを賄うために使われるようになることを指摘した。さらに、予算ベースでも財政赤字の解消を達成することになった1998年度の財政演説では、債務残高を着実かつ恒久的に引き下げるため、経済成長

を促す政策を継続するとともに、将来的に債務の絶対水準を引き下げるとしている。

また、マーティン政権下で行われた 2005 年度財政演説においても、グッデール財務大臣は、政府債務残高の対 GDP 比を下げるることは、単に経済学者や官僚だけが熱中するようなものではなく、これにより、利払費が減り、将来世代の負担が減るとともに、金利の低下がもたらされ、住宅購入や起業が容易となり、生活水準の向上が図られること、また、今後の高齢化がもたらす公的需要の増加に対応するためであることを強調した。また、グッデール財務大臣は、政府債務残高対 GDP 比を政府目標の水準に下げた場合のメリットについて、税収に占める利払費の割合を、税金 1 ドルに占める利払費の額に例えて、そのメリットを分かりやすく訴えている（2005 年 11 月の経済財政の見通しでは、1990 年に税金 1 ドルのうち利払費は 39 セントだったのが、2004 年には 17 セントになっており、今後 2020 年度に政府債務残高対 GDP 比を 20% に下げるとの財政運営を行うと、2010 年度には 14 セントとなると説明している。）。

4. 社会保障制度改革

【ポイント】

- カナダにおいても、高齢化率は、1980 年以降着実に上昇しているが、GDP に対する社会保障給付額は抑制されている。
- 1990 年代に、医療・社会扶助に関する交付金を統合して総額を削減したが、2000 年代に入って、医療に関する支出が増加している。

（1）カナダにおける社会保障制度の概要

① 年金制度

カナダの公的年金は、税を財源とする老齢所得保障などの基礎年金部分と、社会保険方式の報酬比例年金部分の 2 階建てとなっている。

基礎年金部分は、①国内居住要件を満たす全ての者に対し 65 歳から支給される老齢所得保障（OAS : Old Age Security）、②低所得の年金受給者に対する補足的給付からなる。

1927 年に州政府の責任で導入された老齢所得保障は、連邦政府への移管、CPI スライド制導入等の改革を経て、1989 年には、連邦政府の財政赤字縮減のため、高所得の年金受給者に対する基礎年金給付の一部を減額するクローバック・シス

テムを導入し、翌年の所得申告の際に、基礎年金給付の一部又は全部に相当する税金を連邦政府に戻す（Claw back）こととされた（この対象となっている高所得者は、年金受給者の約 5%である。）。一方、低所得の年金受給者に対しては、世帯単位の補足的年金給付（GIS : Guaranteed Income Supplement）、受給者の配偶者及び未亡人に対する配偶者手当（SPA:Spouse's Allowance）が支給される。

報酬比例年金部分は、保険料と運用収入を財源とした、連邦政府が運営するカナダ年金プラン（CPP）とケベック州独自のケベック年金プラン（QPP）からなる（制度内容はほぼ同様）。CPP は、18 歳以上 70 歳未満のほぼ全ての賃金労働者を加入者にして、部分積立を含む賦課方式により運営されている。

② 医療制度等

連邦制度を探っているカナダでは、医療は憲法上州の権限に属しており、戦後特定の州のみで医療保険制度が導入されていたが、1950 年以降連邦政府も財政負担を開始し、全ての州・準州で皆保険制度が実現した。また、1984 年にはカナダ保険法が施行され、患者自己負担の廃止等を条件に連邦政府が財政負担することとされた。

州負担の財源は、税方式が一般的であり、保険料を徴収しているのはサスカチュワン、オンタリオ、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアの各州とユーコン準州のみである。連邦政府の財政負担は、カナダ医療交付金（CHT : Canada Health Transfer）により州及び準州に配分されており、その配分方法については、交付税要素（Tax Transfer）として、連邦個人所得税の基礎連邦所得額及び連邦法人所得税の課税所得の一定割合が州税として移転されるほか、交付金要素（Cash Transfer）として、CHT とカナダ社会交付金（CST : Canada Social Transfer）を合わせた全体の交付額が住民一人当たり同額となるように、税源の地域的格差により発生する交付税要素の差に相当する交付金を配分している。

なお、医師に対する診療報酬はほとんどの場合出来高払い方式であり、診療報酬表の改定は、各州・準州の健康保険担当部局と医師会の間の交渉で決められる。

また、カナダでは、生活保護に係る行政も州の権限に属しており、連邦政府としては、前述の CST を交付することにより、州に対し財政的支援を行っている。

（2）社会保障制度改革に向けた取組

① 概要

カナダにおいても、高齢化率（65 歳以上人口の全人口に占める割合）は、1980 年以降着実に上昇しており、これに伴い、社会保障給付額対 GDP 比は、1980 年代

から 1990 年代初めにかけて上昇した。しかしながら、1992–1999 年度の間においては、3~7% の名目 GDP 成長率の高い伸びと、GDP 比で 4% 程度の社会保障給付の大幅な抑制が行われたため、社会保障給付額対 GDP 比は低下している。

○社会保障給付額（対 GDP 比）の推移

(単位 : %)

	1992	1999	2001	1992→1999	1999→2001
高齢	4.9	4.7	4.8	-0.2	0.1
遺族	0.5	0.5	0.4	0.0	0.0
障害、業務障害、疾病	1.2	0.9	0.8	-0.3	-0.1
保健	7.3	6.3	6.7	-1.1	0.4
家族	0.5	0.7	0.9	0.2	0.2
積極的労働政策	0.6	0.5	0.4	-0.1	0.0
失業	2.3	0.8	0.8	-1.5	0.0
住宅	0.8	0.6	0.5	-0.2	-0.1
生活保護その他	3.8	2.6	2.4	-0.8	-0.2
計	21.8	17.4	17.8	-4.3	0.4

(出典) OECD (2004), Social Expenditure Database

(注) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

② 年金制度改革

1997 年以降、年金保険料について、ピーク時の保険料率をできるだけ低くするため、事前積立を強化しており、現在の保険料率は、保険料賦課対象賃金に対して 9.9% の労使折半で固定されている（自営業者は全額負担。1996 年→2002 年の 6 年間で 3.8 ポイント増）。その他、保険料算定ベースの基礎控除額の抑制、障害年金の受給資格の厳格化等が実施されている。

③ 医療に係る交付金の改革

1977 年に導入された医療・教育補助金 (EPF : Established Programs Financing) は、州に対する使途の制限が緩い交付金であったが、医療費の恒常的伸びなどが問題となっていた。このため、連邦政府は、1996 年度に、EPF とカナダ社会扶助計画 (CAP : Canada Assistance Plan) とを統合して、新たにカナダ医療社会福祉交付金 (CHST : Canada Health and Social Transfer) を設立することにより、州の裁量を拡大する一方、総額の削減を行った。交付金の削減により、州では一部病院の閉鎖や待ち時間の増加等の事態が生じたが、大規模病院への集中が進み、

一部の長期入院患者を自宅治療とするなど、州政府に効率化のインセンティブを与えたとの評価もある。

2000 年代に入ると、連邦政府は、深刻な問題となっていた医療サービスを受けるまでの待ち時間の増大等に対処するため、医療に係る交付金の増額に取り組んでいる。例えば、連邦政府は、2000 年 9 月、「2000 年医療刷新児童成長合意」(2000 Agreements on Health Renewal and Early Children Development)により、CHST を、2001-05 年度の 5 年間で 234 億ドルまで増加させることを決定した。そして、2003 年 2 月には、連邦政府は、「2003 年医療支援協定」(2003 Accord on Health Care Renewal)により、医療に対する連邦支出を 2003-07 年度の 5 年間で 368 億ドル増加させることを決定した。

また、2004 年 4 月より、透明性と説明責任の向上のため、CHST を、カナダ医療交付金 (CHT) とカナダ社会交付金 (CST) に分割し、CST は、2005 年度 155 億ドルの支出に対し、2007 年度に 168 億ドルとすることとされた。

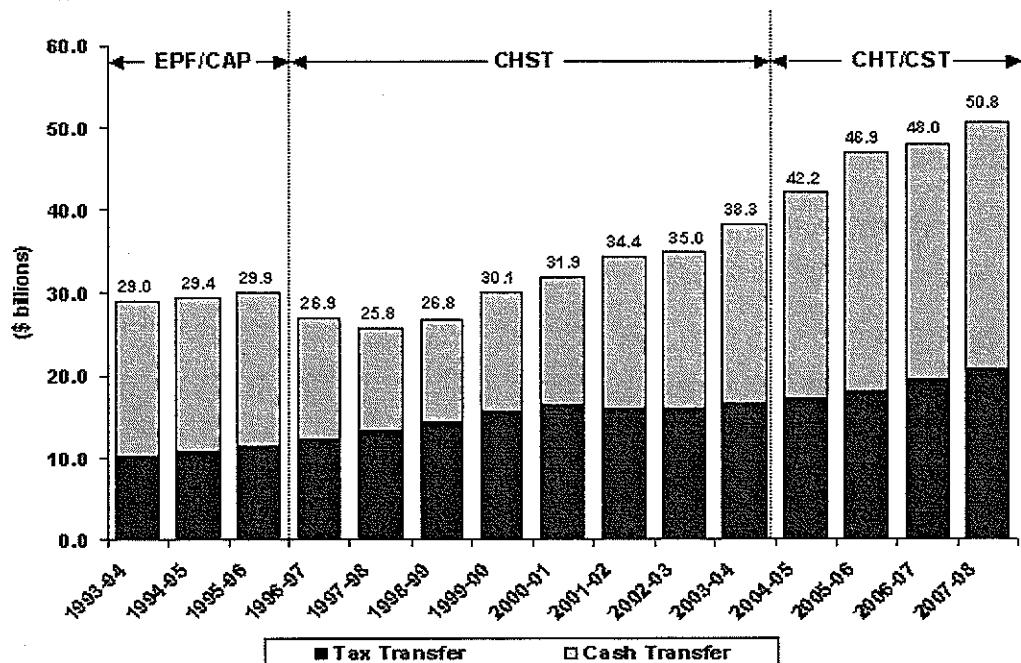
さらに、連邦政府は、2004 年 9 月、「医療強化 10 年計画」(The 10-year Plan to Strengthen Health Care)を打ち出し、在宅医療に対する財政支援、専門医療チームの整備、電子診療の普及による僻地医療の改善等を進めるため、州・準州に対する CHT を、10 年間で 413 億ドル増加させることを決定した。これにより、CHT の支出額は、2005 年度に 163 億ドルから 196 億ドルに増額された後、毎年 6%ずつエスカレートし、2013 年度に 305 億ドルに倍増する見込みとなっている。

④ 生活保護に係る交付金の改革

1980 年代において、連邦政府は、カナダ社会扶助計画 (CAP) により、生活保護などの社会扶助に係る費用の 50%を負担していたが、こうした費用負担制度は実施主体である州政府のコスト意識を薄めているのではないかという指摘がなされていた。こうした中、連邦政府は、1990 年度から 1994 年度の間、連邦補助の伸びに対して上限規制 (+5%以内) を実施し、支給額の減額や支給要件の厳格化など、州による社会扶助の抑制が促された。

さらに、連邦政府は、前述のとおり、1996 年度より新たに包括的な交付金であるカナダ医療社会福祉交付金 (CHST) を設立し、総額を削減した。

○1993-2007 年度における CHT、CST の推移



(注) 2000 年医療刷児童成長合意、2003 年医療支援協定、2004 年医療強化 10 年計画による増加分を含む。カナダ財務省 HP より。

5. 国と地方の間の税財政改革

【ポイント】

- 連邦制を探っているカナダにおいては、州・準州に対する連邦政府からの交付金の交付により財政調整が行われている。
- 1990 年代初頭においては、州政府の財政赤字は、連邦政府からの交付金が抑制されたこと等により悪化したが、多くの州で増税等の取組を行った結果、1999 年度には、州政府全体で財政黒字に転じた。
- 2000 年代に入ってからは交付金の増額が行われている。

(1) 地方の歳出・歳入構造と財源調整制度

連邦制度を探っているカナダにおいては、憲法上、州の権限は、商業規制、医療、教育、老齢年金と失業保険を除く社会福祉全般、警察など、憲法に列挙された権限に限定される一方、連邦政府の権限は、外交、国防、商業・銀行規制、刑法、老齢年金、失業保険など憲法に列挙された権限及び憲法上明示されていない権限に及ぶ

とされている（なお、米国憲法では、憲法上明示されない権限は州の権限とされている。）。また、財政面でも、連邦政府は、憲法で方法又は制度の如何を問わず租税による金銭を徴収する権限を認められている一方、州には直接税の賦課に限定されるなど、憲法上は連邦政府の権限が強くなっている（州は拡大解釈により消費課税を実施している。）。

歳出・歳入の構造から見ると、州・準州の歳出は、こうした憲法上の権限配分を反映して医療（30%）、教育（20%）、社会福祉（16%）で全体の約7割を占めており、医療を州が担当しているため、州・地方政府の支出規模は対GDP比で27.0%と諸外国に比べ大きな比重を占めている（日本15.4%、米国14.7%）。歳入面でも、医療費の大半を州税で賄っていること等から、州・地方税（65%）、連邦政府からの一般交付金（12%）、特定補助金（3%）と、州・地方税が過半を占めている（日本34%、米国46%）ほか、連邦税収と州・地方税収の割合は、連邦政府47%に対し州・地方政府53%と地方税収の方が高くなっている。

しかしながら、歳出面では、連邦歳出39%に対し地方歳出は61%と、地方税収割合53%を超えており、連邦政府から州・地方政府への財政移転が必要な構造となっている（垂直的財政不均衡）。また、連邦政府から州に対する一般交付金は地方歳入総額の11%と小さなものとなっているものの、地域的には、ニューファウンドランド、プリンス・エドワード・アイランド、ノヴァ・スコシア、ニューブランズウィックの4州からなる大西洋地域においては、州歳入のうち平均で3割以上、ユーロン、ノースウェスト、ナヌヴットの北方3準州では、平均で6割以上を一般交付金で賄っており、地理的に米国に近く古くから製造業の集積が進み、人口も多いオンタリオ州やケベック州、石油景気の続く西部地域に比べると、地域的な財政力には大きな格差がある（水平的財政不均衡。以上の地方の歳出・歳入構造に係る計数は、財務総合政策研究所「地方財政システムの国際比較」（2002年6月）より。）。

このため、連邦政府としては、州に対する「平衡交付金」（ET：Equalization Transfer）と準州に対する「準州交付金」（TFF：Territorial Formula Financing）により財政調整を実施している。ETは、州歳入の項目毎に、各州の一人当たりの歳入見込額が、基準5州（ケベック、オンタリオ、マニトバ、サスカチュワン、ブリティッシュ・コロンビア）の平均に満たない場合、その不足額を支給するものである（歳入均等化方式）。一方、TFFは、財政需要も考慮に入れた算定となっており、標準需要と標準収入の差額が交付される（歳入歳出差額補填方式）。

また、それぞれの州・準州が医療、社会福祉、高等教育等の固有事務を実施できるよう、前述のように、連邦政府から州・準州に対し、カナダ医療交付金（CHT）とカナダ社会交付金（CST）が交付されている。

(2) 1990 年代における州・準州の歳出・歳入一体改革

1990 年代初頭において、州政府の財政赤字は、連邦政府の財政赤字の拡大から連邦交付金が抑制されたこと等により急速に悪化した（州政府全体の財政赤字対 GDP 比：88 年度▲0.8%→92 年度▲3.6%）。

1990 年代後半にも CHST の創設（1996 年度）など連邦政府からの交付金が削減されたが、州政府は、政策支出を削減するとともに（1992-95 年平均で▲0.1%）、連邦政府と異なり、多くの州で個人所得税、小売売上税等の増税を行った結果（1992-95 年平均で税収は 4.4% 増）、1999 年度には州政府全体で財政黒字に転じた。

また、ほとんどの州で、財政再建の実効性を担保するため、財政収支の均衡、債務残高の削減等を義務化した法律や長期計画が策定されている。

(3) 2000 年代における財政交付金の増加

2004 年 10 月、連邦政府は、州に対する ET と準州に対する TFF を、10 年間で 334 億ドル増加させることを決定した。このフレームワークにより、州・準州に対する今後の交付金総額がセットされ、ET 及び TFF は、2005 年度に 2004 年度予算額から 16 億ドル増額された後、毎年 3.5%ずつ増加し、2013 年度には 334 億ドルの増となる。

州・準州全体の財政収支は、2002、2003 年度は赤字となつたが、2004 年度には連邦交付金の増により 52 億ドルの黒字となっており、債務残高対 GDP 比についても、22.2% に低下している（ピークは 1999 年度の 28.7%）。

6. 予算の質の改善、効率化に向けた取組

【ポイント】

- 歳出再検討委員会による歳出の見直しや公会計制度における完全発生主義の導入など、予算の質の改善、効率化に向けた取組が行われている。

(1) 歳出再検討委員会による歳出の見直し

2003 年 12 月に発足したマーティン政権は、直ちに閣僚級の歳出再検討委員会

(Expenditure Review Committee : 委員長はアルコック財務委員会委員長)を設置し、2003年度内に実施予定の医療に関する州及び準州に対する20億ドルの医療支出を財政赤字に陥ることなく実現させるため、

- ① 歳出再検討委員会での決定を条件として、500万ドル以上の資本支出事業を凍結（高速道路事業などの連邦と州の合意に基づく事業、民間企業と契約済みの事業等は対象外）
 - ② 公務員の昇給凍結
 - ③ 政府サービスの規模の凍結
 - ④ 2003会計年度内に予定されている支出の吟味
- 等のコスト管理を実施した。

また、2004年秋には政府支出の包括的な再検討を行い、規模のメリットを反映した統一価格による政府調達、国有資産の有効活用等に横断的に取り組むとともに、各省庁の裁量的経費（420億ドル程度。地方政府等への移転支出を含む。）について5%以上の削減を行うことにより、5年間で109億ドルの削減を2005年度予算に反映した。この削減分は、雇用保険及びカナダ年金計画の給付向上、国防、環境等の分野に再投資された。

この歳出再検討委員会は、各事業計画について以下の7つの観点（90年代半ばのプログラム・レビューの6基準に⑤を加えたもの）から評価を行うこととされ、プログラム・レビューを恒常化するものと言えよう。

- ① Public Interest Test (公共の利益にかなっているか)
- ② Role of Government Test (政府が関与する必要があるか)
- ③ Federalism Test (連邦政府の役割は適当か、州政府と再調整するべきではないか)
- ④ Partnership Test (民間セクター等に全部又は一部を移転することができるか)
- ⑤ Value for Money Test (税金の支出に見合った価値があるか)
- ⑥ Efficiency Test (その事業の継続によって効率性は向上するか)
- ⑦ Affordability Test (事業計画全体として財政的に実行可能か、もしそうでないならどの活動を廃止するか)

(2) 公会計制度における完全発生主義の導入

カナダでは、1980年代から財務報告において発生主義の導入が段階的に進められていたが、クレティエン首相政権下の95年度の予算において完全発生主義への移行が発表され、2002年度の財務諸表から実施された（予算についても、2003年度から

完全発生主義に移行された。)。

こうした発生主義への移行は、歳入及びコストについての正確な測定を可能とするとともに、資産及び負債についての包括的かつ透明な情報提供を通じて、政府全体の責任の遂行の改善とアカウンタビリティーの向上に資することが期待されるものと説明されている。

(注) 完全発生主義とは、現金がいつ収受されたかに関わらず、取引又は事象が経済資源（貨幣性資源に、すべての固定資産・引当金等の非財務資源を加えたもの）に影響を与えた会計期間中のすべての事業・行為を認識する処理方法をいう。完全発生主義導入以前には、現金・流動性資産については完全発生主義と同様の扱いをし、固定資産等の投資的支出については取引発生時に費用計上する修正発生主義の方法が採られていた。

